

(事務局仮訳)

米国病院協会 患者の権利章典 (1992 年版)

効果的な医療は、患者と医師や他の医療専門家との間で協同を必要とする。率直で正直なコミュニケーション、患者個人の価値と専門家の価値に対する敬意、そして相違に対する思いやりは、最適な医療にとって不可欠である。病院は、医療サービスを提供する環境として、患者、患者の家族、医師、そしてその他の医療提供者の権利と義務を理解し、尊重するための基盤を提供しなければならない。病院は、治療の選択やその他の面に関する決定において、患者の役割を尊重する医療倫理を確保しなければならない。病院は、障害者のニーズだけでなく、文化、人種、言語、宗教、年齢、性別その他の違いについて敏感でなければならない。

米国病院協会は、より効果的な患者の治療に寄与することと、医療機関、医療従事者、職員、そして患者の利益のために権利章典が支持されることを期待して、この患者の権利章典を提示する。米国病院協会は、医療機関が、この権利章典の文言を言い換える、及び/又は簡素化することによって、患者とその家族に彼らの権利と義務を理解してもらえるように、患者コミュニティに合わせてこの権利章典の調整を推奨する。

権利章典

これらの権利は、患者が行為能力を失った場合又は未成年者の場合には、患者の代理人によって行使されうる。

1. 患者には、思いやりのある丁寧な治療を受ける権利がある。
2. 患者には、医師やその他の直接の医療提供者から、診断、治療及び予後に関連する理解可能な現時点の情報を得る権利があり、またそのような情報を得るように推奨される。

患者が行為能力を失い、至急の治療を必要とするような緊急時を除いて、患者にはある処置及び/又は治療、リスク、回復までにかかる予想時間、そして医学的に合理的な代替医療とそのリスク・便益について議論し、関連情報を請求する権利がある。

患者は、医学生、研修医その他の訓練医が治療に関与する場合には彼らの身元だけでなく、医師、看護師、その他自らの治療に関与する者の身元を知る権利を持つ。また、患者には、判明している限りにおいて、治療上の選択肢について直近の、及び長期間の費用を知る権利がある。

3. 患者には、一連の治療の前及び治療中に治療計画について決定し、法と病院の方針で許容される限り、推奨された治療や治療計画を拒否する権利と、この行為の医学的な結果について知らされる権利がある。患者は、拒否する場合、当該病院が提供する他の適切な治療とサービスを受ける、又は転院できる権利を持つ。病院は、当該医療機関における患者の選択に影響を及ぼしうるいかなる方針についても、患者に通知しなければならない。
4. 患者には、治療又は代行判断について、法と病院の方針で許容される限り、病院が自らの指示を尊重することを期待して（リビングウィル、医療委任状、医療上の持続的代理権のような）、事前指示をする権利がある。

医療機関は、州法と病院の方針に基づいて保護される権利について患者に助言し、医療上の選択肢を知らせて、患者が事前指示を持っているかどうかについて確認し、そして患者の診療記録にその情報を記載しなければならない。患者は、適切な時に、法的には完全に有効な事前指示の執行能力を制限しうる病院の方針については、情報を得る権利を持つ。
5. 患者には、プライバシーを十分に配慮される権利がある。症例検討、協議、診察及び治療は、それぞれの患者のプライバシーを保護するように行われるべきである。
6. 患者には、治療に関係するすべてのコミュニケーションと記録について、虐待の疑いや公衆衛生上の危険がある場合のように、法によって通報が許容又は義務づけられている場合を除き、病院から秘密として扱われるものと期待する権利がある。患者は、病院が調査権限のある他の者に記録内の情報を提供する場合に、この情報の機密性が重視されることを期待する権利を持つ。
7. 患者には、法によって制限される場合を除き、治療に関する記録を閲覧し、必要に応じて説明や解釈を加えられた情報を得る権利がある。
8. 患者には、病院の能力と方針の範囲内において、適切かつ医療上必要な治療とサービスについて、病院が患者の求めに合理的に対応するものと期待す

る権利がある。病院は、症例の緊急性によって必要な評価、サービス及び/又は紹介状を提供しなければならない。医療上適切かつ法的に許容される場合又は患者が求める場合、患者は別の医療機関を紹介してもらうことができる。紹介先の医療機関は、紹介を求める患者をまず受け入れなければならない。また、患者は、そのような紹介の必要性、リスク、便益及び代替手段に関するすべての情報と説明を受けなければならない。

9. 患者には、患者の治療と医療に影響を及ぼしうる病院、教育機関、他の医療提供者又は支払基金との間の取引関係の存在について質問し、説明を受ける権利がある。

10. 患者には、医療や治療に影響を及ぼしうる、又は患者の直接の参加が必要となる、提案された臨床研究または臨床試験について、同意又は拒絶する権利及び同意の前に完全な説明を受ける権利がある。研究や試験への参加を断った患者は、同意していれば病院から提供されたであろう、最も効果的な治療を受ける権利を持つ。

11. 患者には、適切な場合に合理的な継続的治療を期待し、病院での治療がもはや適切でない場合には、医師やその他の医療提供者から現実的な治療上の他の選択肢について説明を受ける権利がある。

12. 患者には、患者の医療、治療、義務に関する病院の方針と実務について説明を受ける権利がある。患者は、倫理委員会、患者代表又は院内で利用可能なその他の制度のような、争い、不満及び紛争解決のために利用可能な資源について、説明を受ける権利を持つ。患者には、医療サービスに対する病院の請求と利用可能な支払い方法について、説明を受ける権利がある。

医療の協同的な性質は、患者又はその家族/代理人が医療に参加することを必要とする。医療の効果と一連の治療による患者の満足というのは、患者がある程度の義務を果たすことに一部依存している。患者には、既往歴、過去の入院、過去の処方及び健康状態に関係するその他の事項について、情報を提供する義務がある。患者は、効果的に決定に参加するために、情報や説明を完全に理解できない場合には、追加的な情報又は健康状態若しくは治療についての説明を求める義務を引き受けるように、推奨されなければならない。また、患者は、事前指示書を持っている場合、医療機関がそのコピーを必ず持つようにする義務を負っている。患者には、今後必要な医療について問題があると感じる場合には、医師やその他の医療提供者にその旨を知らせる義務がある。

さらに患者は、他の患者とコミュニティに対して合理的なほど効率的かつ公平に医療を提供しなければならない病院の義務について、認識すべきである。病院の規則は、病院がこの義務を果たしやすくなるように規定されるべきである。患者とその家族は、病院、他の患者、医療スタッフ及び病院の職員のニーズに合理的に適応する義務を負っている。患者には、保険の支払い請求に必要な情報を提供し、必要な場合には支払いのために病院に協力する義務がある。

人間の健康は、医療サービス以上のものに依存している。患者は、自分の健康にライフスタイルが及ぼす影響について、理解する義務を負っている。

結論

病院は、さまざまな果たすべき機能を担っている。その機能のなかには、健康状態の改善、健康の増進、予防、怪我や疾病の治療、急性期治療、患者のリハビリ、医療専門家、患者及びコミュニティへの教育並びに研究が含まれる。これらすべての活動は、患者の価値と尊厳を図るという最大の懸案事項とともに行われなければならない。